

業者名	登録部門	所在地	指名停止等の区分	指名停止等の期間	措置要件	指名停止等の理由
株式会社かんでんエンジニアリング 滋賀支店	建設工事	大津市月輪2丁目1番11号	指名停止 3月	令和7年9月5日から 令和7年12月4日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第9項第7号	株式会社かんでんエンジニアリングは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日および令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められるとして、近畿地方整備局長から監督処分（営業停止22日間）を受けた。 このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第9項第7号に該当する。
パナソニック EW エンジニアリング株式会社 近畿支店	建設工事	大阪市中 央区城見 二丁目1 番61号	指名停止 3月	令和7年9月5日から 令和7年12月4日まで	「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第2第9項第7号	パナソニック EW エンジニアリング株式会社は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められるとして、近畿地方整備局長から監督

						処分（営業停止２２日間）を受けた。 このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」別表第２第９項第７号に該当する。
--	--	--	--	--	--	---